

当団体は、同社のこれまでの交渉経緯からは、真摯かつ誠実な対応が見られないため、遺憾の意を表明するとともに、再度の要請ならびに期日までの回答を求め、2016年5月2日付で「通知書」を送付しました。

しかし、同社から、まったく回答がないため、2016年5月13日付で、当団体ホームページに、「(株)DEXが提供するプロバイダサービス『MOU』の契約を検討されている消費者の皆さんへ」という消費者への注意喚起文書を掲載しました。

今回、2017年5月1日付で、同社より2016年5月2日付「通知書」に対する「回答」を受領し、当団体において対応を検討した結果、会員規約条項の改定が遅れたこと等問題点はあるもの

の、以下の改善が実施されたことに鑑み、同社への要請活動を終了することとしました。

なお、あわせて、当団体ホームページに掲載していた消費者への注意喚起文書も削除しました。



【改善内容】

- (1) 2016年5月22日電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されて以降、「書面の交付及び初期契約解除制度の導入」を実施した。
- (2) 2014年4月8日以降に契約した消費者について、契約締結後5日以内に初期契約解除制度と同様の対応を行い、2015年10月1日以降に契約した消費者については、対応期間を5日間から10日間に延長して対応した。
- (3) 2017年4月28日付で、同社ホームページ上で閲覧できる「MOU」の会員規約に、初期契約解除制度が実施されていることを記載した。

(2) 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「要請書（その3）」を送付していましたが、「回答」を受領しました。



簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体で独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して要請活動を行っています。

同機構に対して、2017年10月に改定を予定している資料に、当団体の意見を反映していただくために、2017年6月末時点での改定案の送付を求め、2017年4月28日付「要請書（その3）」を送付していましたが、2017年5月30日付「回答」を受領しました。

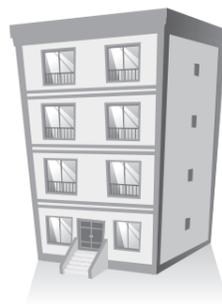
【回答の趣旨】

- ・各添付資料について、貴団体からの要請の趣旨を踏まえた内容を追記するよう、2017年10月の改定に向けて準備しており、準備が整い次第、貴団体に送付する。
- ・しかし、今後の準備状況等も踏まえ、その時期について現時点で確たる時期を申し上げることは困難である。

(3) 家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第3回裁判が行われました。

家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対して、消費者契約法に違反すると考えられる同社の保証契約条項の一部使用停止を求め、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第3回期日(裁判)が、5月31日(水)に行われました。

なお、次回の期日は、7月21日(金)11時となりました。



(4) エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんに対して「ご連絡」を送付していましたが、「回答」を受領しました。

消費者からの情報提供を受け、同社の会則等の内容について検討したところ、消費者契約法に照らして疑義が生じるとされる事項が確認されたため、同社に対して申入れ活動を開始しています。

しかし、同社の回答と当団体が相当とする解決との間には、なお隔りがあるため、同社と面談し、当団体からの2016年11月25日付「申入れ兼要請書」についての同社の考えを確認の上、法的な問題点について意見交換を行いたい旨、2017年6月9日付「ご連絡」を送付していましたが、面談協議に応じる旨の2017年6月12日付「回答」を受領しました。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

No.67
2017.7.14

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

KC'sは、6月21日に、「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

KC'sは、3月31日、「特定適格消費者団体」の認定申請を行っていましたが、6月21日(水)11:00に、審査結果の交付が内閣府特命担当大臣室で行われ、「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

交付式には、消費者庁から、松本純内閣府特命担当大臣、岡村和美長官、小野稔審議官、加納克利消費者制度課長が参加され、KC'sから、片山登志子副理事長、島川勝理事、西島秀向事務局長、袋井事務局長が参加しました。



松本純内閣府特命担当大臣より、片山登志子副理事長に認定書が手交され、交付後には懇談が行われました。

懇談では、松本純内閣府特命担当大臣より、「消費者被害回復のため、新制度を役立てていただきたい。」との期待を述べていただき、片山登志子副理事長より「新制度を、消費者被害の回復と、公正な市場の実現のために、適正に機能させられるよう、また消費者の身近な制度として社会に定着させられるよう、より一層誠心誠意、取り組んで参ります。」と決意表明を行いました。

終了後、11:40より、片山登志子副理事長、島川勝理事、西島秀向事務局長が、消費者庁記者クラブで「記者会見」を行いました。また、同日16:00より、大阪府庁「府政記者会」で、二之宮義人常任理事、浅田奈津子理事、五條操差止検討委員長が、「記者会見」を行いました。



これにより、KC'sは、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」として、消費者の被害回復のための訴訟を提起することができるようになりました。

会員のみなさまをはじめとして、関係各位のみなさまのこれまでのご支援・ご協力に、あらためて感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後、KC'sは、消費者の被害回復を実現できるよう、実務的な準備を着実にすすめてまいります。

※「特定適格消費者団体」の認定を受けたのは、消費者機構日本(COJ)に続いて、全国で2団体目となります。

※また、「読売新聞」2017年6月23日付朝刊29面、「ニッポン消費者新聞」2017年7月1日付4面に、記事掲載されました。



6月24日、2017年度KC's通常総会&総会記念シンポジウムが開催されました。

6月24日(土)、新大阪丸ビル別館にて、2017年度KC's通常総会と総会記念シンポジウムを開催し、総会には、82名の参加をいただきました(シンポジウムは80名参加)。

●2017年度通常総会



冒頭、片山登志子副理事長より、体調不良のため欠席した榎彰徳理事長からのメッセージが読み上げられました。また、6月21日の特定適格消費者団体の認定交付式の紹介とあわせて、「新制度を担う特定適格消費者団体として、消費者被害回復のため活動を開始します。引き続きご協力をお願いします」との開会挨拶がありました。

続いて、西島秀向事務局長より、第1号議案(2016年度事業報告承認の件)、第2号議案(2016年度決算承認の件)、第3号議案(定款変更の件)、第4号議案(役員選任の件)、第5号議案(会費規程制定の件)、報告事項1(2017年度事業計画の件)、報告事項2(2017年度活動予算の件)をパワーポイントで提案しました。

引き続き、川村哲二監事より監査報告があり、

| 《採決結果》 出席表決権数109票/表決権総数110票 | | |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| 第1号議案 | 2016年度事業報告承認の件 | 賛成多数で可決 |
| 第2号議案 | 2016年度決算承認の件 | 賛成多数で可決 |
| 第3号議案 | 定款変更の件 | 2/3以上の賛成で可決 |
| 第4号議案 | 役員選任の件 | 賛成多数で可決 |
| 第5号議案 | 会費規程制定の件 | 賛成多数で可決 |

総会終了後の理事会報告で、榎理事長、片山副理事長、飯田副理事長、坂東常任理事、二之宮常任理事の体制が紹介され、本総会で退任される理事の野間誠さん、西島秀向さんよりご挨拶いただき、記念品が贈呈されました。また、新しい理事として、田中浩太郎理事、元山鉄朗理事・事務局長が紹介されました。

●総会記念シンポジウム:テーマ「新しい消費者被害回復制度を、わたしたちの制度として使うために〜もっと知りたい!特定適格消費者団体!」-新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます Part II-



藪野恒明調査実施者より消費者契約法第31条に基づく調査報告がありました。

議案討議では、五條操差止検討委員長より、2016年度の差止請求活動の特徴について報告がありました。また、「現在、消費者契約法改正の検討が行われており、意見書の提出など、よりよい改正を目指した取り組みも行ってほしい。」との会場発言もありました。その後、採決に移り、全議案が可決されました。



昨年10月から「消費者被害回復訴訟制度」が施行され、消費者の被害回復ができるようになり、また、KC'sも「特定適格消費者団体」の認定を受けたことから、今年のシンポジウムは、新制度の一部を「特定適格消費者団体」の立場から体験することで、新制度を身近に感じていただき、新制度を実効性のあるものとして運用していくにあたり、参加者から様々なご意見をいただくことを目的として開催しました。参加者は、8つのグループに分かれ、それぞれのグループに、弁護士・司法書士・相談員・消費者・事業者・行政のみなさんに入っていました。また、シンポジウムは、新聞社の記者にも



取材いただきました。

司会は、KC's浅田奈津子理事が務めました。グループ論議その1では、各グループで、情報提供を受けた3つの事例の中から、KC'sが、どの事例を取り上げるべきかを議論しました。これは、実際の「被害回復検討委員会」での議論を、参加者自らが議論していただくことを企図したものです。



冒頭、KC's二之宮義人常任理事・被害回復検討委員会副委員長より、新制度の概要について、KC'sが予定しているすすめ方をもとに説明を行い、取り上げるかどうかの判断基準として、以下の3点を説明しました。①勝訴しないと被害回復できない。勝訴の見込みを重視するか、社会的に問題がある事例は勝訴の見込みが少なくても取り上げるべきかどうか。②被害金額を事業者から回収できないと被害回復できない。回収しやすさを重視するか、わずかでも被害回復が図れることを重視するか。③KC'sの人的資源、財政資源から、取り上げる優先順位をどのように考えるか。

続いて、KC's西島秀向前事務局長より、情報提供を受けたと想定した3つの被害事例、「事業者の破たんにより旅行サービスが受けられない事例」、「結婚式・披露宴会場のキャンセル料金が高すぎる事例」、「専門学校で入学金納入後に退学を申し出たが学費を一切返金しない事例」について説明がありました。

そのあと、参加者一人ひとりが、3つの被害事例の中から、「KC'sで取り上げるべき被害事例」を選び、グループ内で、何を選んだか、また、選んだ理由について話し合っていました。

最終的に、各グループからどの被害事例が選ばれたか、選んだ理由を発表し、一覧表に落とし込み、全体で共有しました。各グループからの発表を受けて、KC's



高川勝理事・被害回復検討委員会委員長より、コメントがありました。

グループ論議その2では、実際に、特定適格消費者団体が第一段階で勝訴した際に、被害者である消費者に届く「通知書」や「通知書の速報(概要版)」、被害者が訴訟に参加する場合の「契約書」、被害者がKC'sに支払う「報酬規程のポンチ絵」のサンプルを、参加者のみなさんに読んでもらい、KC'sへのアドバイスを而出していただきました。

最後に、KC's飯田秀男副理事長より、「訴訟に至り、第一段階に勝訴した場合、ニュースを見た消費者や被害者から、問い合わせの電話が殺到したときにどう対応するのか。また、各地の消費生活センターに相談が殺到したときに備えてどうするのか。取り上げる事案を決めることも大切だが、それ以外にも、手続きを円滑に進めるため準備しなければいけないことが、たくさんある。本日お集まりのみなさん、行政のみなさんのご協力もいただきながら、引き続き、準備を進めていきたい。」と閉会挨拶があり閉会しました。



※シンポジウムの様子は、特定適格消費者団体認定取得とあわせ、「朝日新聞」2017年6月30日付朝刊26面に記事掲載されました。

差止裁判・申入れ活動について

(1) プロバイダサービス「MOU」を運営する株式会社DEXに対して、初期解除ルールの導入等を要請していましたが、改善が図られましたので、申入れ・要請活動を終了しました。

2014年5月、(株)DEX(以下「同社」)の運営するプロバイダサービス「MOU」の契約に関する情報が寄せられ、それ以降、当団体にて同社の会員規約条項および契約手続の内容について検討し、同社との間で交渉を進めてきました。